

重要

一部早期給付
4～6月分

申請を希望する保護者の皆様へ 京都府奨学のための給付金のお知らせ

【国・公立高等学校等在籍生徒の保護者用】

京都府内に在住する生活保護世帯又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の保護者に対し、高等学校等における授業料以外の教育費の負担を軽減するため、給付金を支給します。(返還は不要)

【1】奨学のための給付金を申請・受給できる方

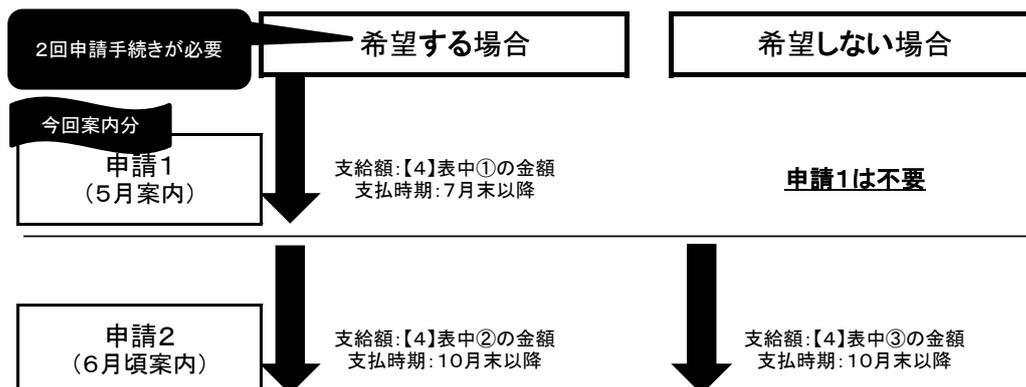
令和3年4月1日現在、次の①～⑥を、**全て満たす方**

- ① 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）、又は生活保護（生業扶助）受給世帯である。
- ② 保護者等（親権者全員）が、京都府内に在住。
※保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が京都府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。（海外在住は対象外）
- ③ 高校生等が、高等学校等就学支援金、又は学び直し支援金の支給対象校に在学している。
※高等学校等就学支援金、又は学び直し支援金の受給資格のある高校生等の保護者が対象です。
- ④ 高校生等が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学。
- ⑤ 高校生等が以下の資金の給付を受けていない。
※「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」による措置費等の支弁対象となる高校生等に対する見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等で給付を受けている場合を除く。）
- ⑥ 高校生等が、通算3回（定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等は通算4回）以上、本給付金の給付を受けていない。
※ただし、学び直し支援金受給者については、これに加えて1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大2回まで）

【2】一部早期給付（希望者のみ）とは

特に入学時の負担が大きい新入生について、一部早期給付を希望する場合は4～6月分（年額給付額1/4）を前倒しで支給します。4～6月分は令和2年度の課税証明書等で確認し、7～3月分（年額給付額の3/4）は令和3年度の課税証明書等で確認するため、1年で2回申請手続きが必要です（7～3月分の申請については6月頃、改めて学校から案内があります）。

一部早期給付（4～6月分）を希望しない場合は、6月頃に「京都府奨学のための給付金（一部早期給付以外）」を学校から案内しますので、その際に申請する場合は1回の手続で完了します。



【3】一部早期給付希望者の提出期限及び提出先

提出期限：(1回目) 令和3年5月21日(金) (2回目) 令和3年6月21日(月)
提出先：城南菱創高等学校・事務室 ※可能な限り1回目に間に合うように提出してください。

【4】給付金額

区分	対象高校生等	①一部早期給付 (申請1回目) (年額の1/4)	②一部早期給付 (申請2回目) (年額の3/4)	③一部早期 給付以外 (年額)
A	生活保護(生業扶助)受給世帯の高校生等 【全日制等、通信制】	8,075円	24,225円	32,300円
B	1 通信制以外の高等学校に通う高校生等(3に該当する場合を除く。) 【全日制等】	27,525円	82,575円	110,100円
	2 通信制の高等学校等に通う高校生等 【通信制】	12,125円	36,375円	48,500円
C	3 通信制以外の高等学校に通う高校生等で、次のア又はイのいずれかに該当する高校生等 【全日制等】	35,425円	106,275円	141,700円
	ア 同一の保護者に扶養されている高校生等が2人以上いる場合 で、2人目以降の高校生等(※1) イ 同一の保護者に扶養されている15歳(中学生を除く。)以上23歳未満 (※2)の高校生等でない兄弟姉妹がいる高校生等			

注：非課税世帯で通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等*がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は、全て「2」の給付額になり、通信制以外の高校生等は、すべて「3のア」の給付額になります。(*複数の高校生等は兄弟姉妹の場合に限る。)

○高校生等＝京都府奨学のための給付金の対象となる高校生等です。
※1 同一の保護者に扶養されている高校生等が兄弟姉妹の場合に限る。
※2 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満とは、平成10年4月3日～平成18年4月1日までに生まれた方が該当。

【5】申請に必要な書類

区分	必要な書類
全員	申請書(第1号様式)
	給付金振込先口座の通帳の写し (金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、名義が記載されているページ)

+

区分	必要な書類
A	生活保護(生業扶助)受給証明書 ※発行日が令和3年4月1日以降であること
B	令和2年度非課税(道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が0円)がわかる書類 ＝保護者(親権者全員)の下記①から③の書類のいずれか ①市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し ②市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書の写し ③納税(非課税)通知書の写し。通知書が複数枚の場合は全てのページの写し。 保護者のうち一方が控除対象配偶者(同一生計配偶者)であることが上記①～③の書類で確認できる場合は、控除対象配偶者(同一生計配偶者)の上記①～③の書類の提出は不要です。
	C

上記A～Cの区分は、【5】給付金額の区分です。

●申請後、申請事項に変更が生じた場合(住所、口座名義等)は、変更届出の提出が必要です。
届出は学校より入手してください。